

第2回 常滑市水道料金及び下水道使用料審議会 議事録

開催概要	
開催日時	令和8年1月27日(火) 13時30分～14時50分
開催場所	常滑市役所 会議室F
出席委員 (敬称略)	会長 千頭聡 委員 柿田聖子、岩田照巳、榎原進、坂田一光、竹内真美
欠席委員 (敬称略)	副会長 平山修久 委員 桜庭幸恵
出席職員	建設部長 山本雅和
事務局	水道課 課長 小西権市、副主幹 吉田明子 下水道課 課長 肥田敦之、課長補佐 澤田知宏、主任 水野祐子

次第	概要
議事	
(1) 第1回の後日回答事項、ふりかえり	(委員) (資料 P13) 基本使用料が低いと説明がありましたが、他市町の状況はどうですか。 (事務局) 第1回資料 P22 のとおりです。(前回資料)
(2) 現行の下水道使用料について	(会長) 基本使用料が低いということは、経営が排水量の多寡によって影響されます。ですから、基本使用料の割合が高いほど、経営的には安定するということとなります。 (会長) (資料 P9) 工業用水や井戸水を使って、上水道を使わずに下水道だけ使用しているケースはありますか。 (事務局) 個人や企業で井戸を使っている方もあり、その場合は井戸水の水量を加算して使用料を計算しています。 (会長) 水道メーターの検針水量に応じた使用料計算が基本ですが、例外もあるということですね。 (会長) (資料 P13) 汚水処理原価に対する使用料での負担の状況をみると、一般市民等で月

	<p>に 10～30 m³の排出量の方の負担は少ないですが、大口使用者の方が原価よりも高く負担して、かつボリュームも大きいことから、経営が維持されているのですね。</p> <p>(会長) (資料 P12)</p> <p>総務省は使用料単価 1 m³あたり 150 円が最低限の経営努力としていて、それを下回っていると交付税が出なくなり、少なくとも 150 円にできれば交付税が出るということですね。</p> <p>(事務局)</p> <p>その通りです。ただし、今後 150 円を上回った場合の交付税の金額については、算定が複雑であるため、試算が難しいと財政部局に確認しています。</p> <p>(委員) (資料 P12)</p> <p>総務省の示す使用料単価 150 円は、上がることはあるのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>総務省通知からすでに 10 年以上経過していることやその間の物価上昇を踏まえると、いつまでも同じということはないと思いますが、具体的に変更するという情報はありません。</p> <p>(委員) (資料 P9)</p> <p>排出量ごとの単価は、501 m³以上は全部同じということですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>その通りです。市町によっては、もう少し細かく分けたり、もっと低い水量から最高単価としているところもあります。</p> <p>(委員) (資料 P12)</p> <p>総務省の示す使用料単価が 150 円という説明がありましたが、使用料の改定は原価の 173 円に収支が合うようにするというものでいいですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>その通りです。基準外繰入金の皆減を目標とした場合には 173 円の使用料単価が必要となります。</p>
<p>(3) 新しい公共下水道使用料体系の検討、(4)</p>	<p>(委員) (資料 P16)</p> <p>令和 16 年度に黒字化という目標ですが、今までの赤字はそのままでいいのですか。</p> <p>(事務局)</p>

<p>次回の審議について</p>	<p>これまでの赤字については、累積欠損金という形ではなく、各年度に市の一般会計から補填を受けて、下水道事業会計としては黒字となっています。このため、過去に遡って黒字とすることや、補填を受けた分を一般会計へ返すといった考えはありません。</p> <p>(委員) (資料 P2)</p> <p>施設の大きな修繕等はまだ検討しないとありますが、耐用年数はどれくらいですか。大きな修繕のための修繕積立金のような考え方はありますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>下水道管の耐用年数は 50 年です。</p> <p>使用料の改定においては、更新費用の積み立てを使用料対象経費に含める例もありますが、今回の改定では想定していません。当市の下水道事業では現状として赤字であり、今回改定で赤字解消に加えて積み立て分を使用料対象経費に含めることは難しいと考えているためです。</p> <p>(委員)</p> <p>大きな修繕があった場合は、全額が公費負担となるのですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>機械設備の更新等は現状でも行っていますが、国の補助金を受けながら、残りは起債によって行っていますので、結果的に支払いは毎年に分散されます。単年度に何か大きな修繕をして貯金がなくなる、倒産のような状態は考えにくいと思います。最低限の準備として、下水道事業基金 11 億円を持っていますので、まずはそれに対応することになると思います。</p> <p>(会長)</p> <p>補足ですが、民間だと積立金で修繕に備えるという考えがありますが、元々公共にはその概念があまり無く、必要な時に予算をとるという発想だと思います。ただ、南海トラフ地震が起こった場合などに、少なくとも収入が入らない半年間くらいは対応できるようにしておく必要はあると思います。</p> <p>(委員) (資料 P20)</p> <p>使用料対象経費はどのように算出したのですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>令和 8 年度予算の見込みをベースに、有収水量に比例して増加するであろう費用を加算し、それに物価変動率を乗じて計算しています。</p> <p>(委員)</p> <p>単価では、令和 6 年度に 173 円であった汚水処理原価が、物価上昇によ</p>
------------------	--

って180円になるということですね

(事務局)

その通りです。

(委員) (資料 P23)

負担水準の適正化という言葉がありましたが、今は適正ではないという考えですか。

(事務局)

資料 P14 にある排出量に対する使用料収入のバランスを見ても適正とはいえないと考えますが、それ以上に、資料 P13 にあるように1 m³あたり処理原価が173円であるのに対して、最も利用者数が多いボリュームゾーンである小口使用者の使用料単価が80円程度という状態が、原価に対して使用料のバランスが悪いと考えています。

(委員) (資料 P13)

改定では、現在の負担水準が低い小口の使用者に、もっと負担をしていただくということですか。

(事務局)

コロナ禍の際に一気に経営が悪化した経緯もあり、大口使用者に頼った経営は今後難しいということも含めて、バランスよく皆さんに負担をお願いしたいということです。

(委員)

景気によって左右される業種やイベントリスクもあるので、安定的にということであればボリュームゾーンの方にもしっかり負担をしていただくことがいいと思います。

(委員) (資料 P23)

適正な負担といいますが、他市町での使用料改定の状況はどのようなのですか。

(事務局)

使用料改定においては、定率で一律何パーセント上げるというパターンと、定額で一律何円上げるというパターンがあります。定率だと現行の使用料単価が高い使用者の方が金額的に多く上がり、定額だと現行の使用料単価が低い使用者の方が比率的に多く上がることとなります。近隣の様子では、定額で改定している市町が多い印象を受けています。

(会長)

そこは両方あるかもしれません。

(委員)

他の物だと、一般的に量が多いほど安くなることが多いと思うのですが、下水道に関しては量が増えると費用がかさむといったことがあるのですか。

(事務局)

浄化センター等の施設を作る際に、この量の水が来るから、この大きさを作りましょうと、ある程度大きめなものを用意しています。そのうえで、水量が変動して稼働率が下がることによって経営が左右されるリスクを軽減するために、多く使うほど単価が上がる逦増制が全国的に採用されています。

(会長)

水道もそうですが、大口があればそれだけ大きな口径の管をより深いところに布設することになり、費用がかかります。ですが、大体整備が終わって定常的に利用されている状況だと、本当に逦増率を上げてよいかという議論もあります。水道協会では、逦増率は下げ、理想は均一料金と言っています。

整備していく段階と概ね出来上がった段階では異なりますが、常滑市はまだ整備中ということなので、逦増はやむを得ないでしょう。整備が終わって20年後くらいだと議論は変わるかもしれません。

(会長) (資料 P22)

有収水量が増えるとありますが、見通しの根拠はありますか。

(事務局)

空港島の水需要が令和16年度にはコロナ禍前の水準に戻ると見込んで、ある程度右肩上がりを想定しています。

市街地については、古い家を新しく建て替えるときには必ず接続されますので、区域内人口が増えなくても、建物の入れ替わりによって接続率や使用者数は増加すると見込んでいます。

次回、整理した資料をご用意します。

(会長)

空港が水を多く使うことを前提にしているので大丈夫かということと、市街地では本当に水洗化率が上がるのか、古い家や高齢世帯が接続するかはシビアに見ておいた方がいいということです。

将来有収水量が伸びることに頼っているところがあるので、本当にそれで大丈夫か、審議会としては裏付けを持った方がいいと思います。

この形で改定をするのであれば、2年に1回くらいは見込み通りに伸びているかどうかチェックする必要があると思います。

(委員) (資料 P12)

総務省の示す使用料単価 150 円には、総係費は含まれているのですか。

(事務局)

総係費を経費に含めていない当市のやり方が、特殊だと思います。

総務省の示す 150 円は、経費の積み上げというより、水道料金や浄化槽との比較で設定されたものと認識しています。

(会長)

総係費を経費としていなかったのは、前向きに考えれば早く下水道を整備したい、整備できたところには早く水洗化してほしいという、普及を目指したい思いがあったのかと思います。

(委員) (資料 P23)

使用料体系の枠組みの継続というのは、基本使用料と超過使用料のマス目の部分を変えないということですか。

(事務局)

その通りです。今の使用料体系の、どこに加算するかということをお願いしたいと思います。

(会長) (資料 P21)

水道料金の改定のタイミングは同時か、ずらすかという議論がありますが、その辺りはどうですか。

(事務局)

水道料金については、現在、経営戦略を策定中で、時期や規模は未定となっています。

(会長)

では、下水道使用料を先行して令和9年4月の改定を目指すのであれば、水道料金を改定する場合に同時かずらすかは水道料金の審議の際に改めて考えるということですね。

(委員) (資料 P20)

目標改定率 132%の、「以上」というのはどういうことですか。

(会長)

最低条件ということで、例えば端数が生じて 132.8%となった場合の予防

線という意味だと思います。

(事務局)

その通りです。

(委員)

使用料の改定は、国の認可等はなく、条例によって決められますね。

(事務局)

その通りです。

(会長)

審議会が答申し、市長が条例提案をして、最終的に決めるのは議会です。

ボリュームゾーンに大幅な改定が必要となったときに、高齢世帯等の負担についての議論は当然あるのですが、いわゆる福祉的な配慮については市長あるいは議会が配慮されるということで、この審議会では下水道事業の会計上適切な方向を目指すこととしておかないと議論ができなくなってしまいます。

(事務局)

補足ですが、目標改定率 132%というのは、いわゆるボリュームゾーンでは 132% よりもかなり大幅な増額になる可能性があります。平均では 132% ですが、例えば 10~20 m² のようなご家庭では 132% にはとどまらない案を次回ご提案することになることは、ご承知おきいただきたいと思います。

(会長)

次回には、率だけではなくて、額も比較します。金額がいくら上がるのかというほうが市民の方に分かりやすいでしょうから、額を前面に出しながら、合わせて率も考えるというようにしましょう。

(会長)

改定時期は改定率とセットの話なので、いったん令和 9 年 4 月を前提に計算するというものでいいですか。

(事務局)

事務局としては経営の状況を踏まえて 1 段階の改定としたいと考えています。ただし、審議会のなかで 2 段階とするべきだというご意見があれば、その検討の必要性はあるものと考えています。

(会長) (資料 P22)

今までの赤字はどうするのかという話がありましたが、そうするとなぜ令和 9 年度の改定なのかということになり、目標が令和 16 年度ならばそれ

	<p>に合わせて細かく上げるという選択肢も0ではないと思います。</p> <p>審議会では次回の議論で2段階とする選択肢を取りうると思っていますが、事務局としてはできるだけ早く、令和9年度から上げることで早期に赤字幅の縮小をするということですね。</p> <p>(事務局) その通りです。</p> <p>(委員) (資料 P20) 令和16年度の有収水量や使用料対象経費の見込みが、どのように出されたのかが不明確なので、その点を何か示していただきたいと思います。</p> <p>(会長) (資料 P25) 今日は資料 P25 の事項について審議会として了解し、次回はそれを基本使用料と従量使用料にどう配分していくかを議論するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>(委員から異義なし)</p> <p>(会長) (資料 P19) 次回の議論のため、基本使用料と従量使用料の配分は、固定費と変動費をどうしていくことになるかを簡単に説明してください。</p> <p>(事務局) 本来は需要家費と固定費が基本使用料、変動費が従量使用料ということが基本になりますが、それでは基本使用料が著しく高くなってしまいますので、各市町とも固定費のうち何%ぐらいは基本使用料にするというところで設定していると思います。</p> <p>(会長) 固定費を基本使用料と従量使用料に配分する根拠は、意外と説明が難しいと思います。ですが、固定費をさらに分解して、この部分を基本使用料に入れましたと言えるといいと思います。</p>
その他	<p>(事務局) 特に無いようですので、これで閉会します。本日はご出席ありがとうございました。</p>